

Title	マックス・ウェーバーにおける「民主主義」の概念：ドイツ政治とウェーバー
Sub Title	Begriff der "Demokratie" bei Max Weber
Author	鈴木, 秀一(Suzuki, Shuichi)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1982
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.22 (1982.), p.1- 10
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000022-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

マックス・ウェーバーにおける「民主主義」の概念

— ドイツ政治とウェーバー —

Begriff der “Demokratie” bei Max Weber

鈴木 秀 一
Shuichi Suzuki

Max Weber ist ein Paradox: er hat zwei Seiten, die sich gegenüber stehen, d.h., er ist, wie allgemein bekannt, ein Repräsentant des großen europäischen Liberalismus und gleichzeitig, wie W. J. Mommsen mit Recht gesagt hat, ein leidenschaftlicher Nationalist.

Max Weber ist also immer noch ein Rätsel, das der europäische Liberalismus notwendigerweise unserer Zeit gebracht hat und wir heute lösen sollen. Die Frage ist also, ob Max Weber ein Liberalist ist oder ob er dem Irrationalismus, der Deutschland über die Antidemokratie zum Nazismus führte, angehört?

Um darauf zu antworten, ziehen wir in diesem Essay den Begriff der “Demokratie” Max Webers in Betracht. Zuerst klären wir die Beziehung zwischen dem Begriff “Kapitalismus” und dem Begriff “Demokratie” bei ihm auf. Er betrachtet den “Kapitalismus” als die unwiderstehliche Gewalt, die zur “Demokratie” führen muß, und er befürchtet auch gleichzeitig, das die “Demokratie” durch denselben “Kapitalismus” im Zerstören und Vernichten begriffen ist.

An der Schwelle seines Niedergangs, fällt der Verzicht auf den europäischen Liberalismus Max Weber schwer. Das wird deutlich, wenn man richtig verstanden hat, was Max Weber unter den Begriffen “Individualismus”, “Persönlichkeit”, “Verantwortungsethik” und “Politiker” meint.

はじめに——ウェーバーの二つの顔

- I. ドイツ批判としての「民主主義」理念
 - II. ウェーバーにおける「民主主義の人間」
 - III. 「西欧民主主義の構造転換」とウェーバーの「民主主義」
- むすび

>はじめに——ウェーバーの二つの顔<

マックス・ウェーバーは西欧リベラリズムが生んだひとつの逆説である。彼は二つの相反するものを同時に持ち、その緊張の中で生きた。よく言われるように、彼は伝統的な西欧自由主義の代表者であり、と同時に情熱的な権力政治論者であった。「私は民主主義のゆるぎない支持者」¹⁾だ、と語ったウェーバーはまた「我々は子孫

のために歴史に対し責任を負っているが、その際いちばん肝心な点は、……地球上でどれほどの権力的支配圏をかちとって、かれらに遺してやれるかということである。……究極的・決定的な裁決を与えるのはドイツ国民とその担い手であるドイツ国民国家の経済的および政治的な権力的価値関心でなければならない²⁾」とも述べていたのであった。

こういうウェーバーを、例えばレイモン・アロンは、人間として、哲学者としては尊敬するが、政治思想家としてはドイツ帝国の権力を「最高の価値」として持っている「典型的な権力政治家」である³⁾と批判した。

ウェーバーの二つの顔をめぐる議論は、ルカーチの『理性の破壊』(1954)に始まり、アロン、E・フライシユマンなどを経て、現在もJ・コッカやW・J・モムゼ

ンに継承されている。そして解決の見込みが立たないまままだ。

というのは、モンゼンを中心とするウェーバー批判者の側にも、官僚制化の中でいかにして「人権の時代」の遺産である「個人主義」と「民主主義」の可能性を救い出すか⁴⁾、ということがウェーバー社会学の支柱のひとつであるという事実があまりにも明白だからだ。

かくてウェーバーの政治論をめぐる議論は以下のように定義される、「どのようにしてウェーバーは、一方では断固たる自由主義者であり、そして同時に、ドイツ帝国のためには必要とあらば戦争をも辞さぬ強力な世界政策を緊要と考えるような激烈な国民主義者であり得るのか」と⁵⁾。

この問題提起に対するモンゼン自身の解答は、結局ルカーチのものと同じである。すなわち、「ドイツの民主化ということは、ウェーバーの眼からすれば、帝国主義の機能改善という目的のための技術的方策にすぎない」⁶⁾というのである。

結局のところ、ウェーバーもナショナリストであった。というこの見解にアロンも賛成する⁷⁾。だが、本当にそれだけのことだろうか。

ウェーバーの自由主義もつまりは時代の流れに屈服したのだろうか。「我々ドイツ人の任務と可能性は、…自由解放の精神を、個人的生の自由と多様性の精神を救うことである。それはつまり偉大な西欧的伝統を救うことなのだ」⁸⁾と語り「自由の魔力」⁹⁾を説いたウェーバーは嘘だったのだろうか？モムゼンの言うように、ウェーバーには「伝統的な民主主義的思考と相容れることの少ない根本的な理念があった」¹⁰⁾のか？

この点を我々はウェーバーの「民主主義」概念を追うことによって考察したい。この概念は「資本主義」と並んで、ウェーバーにとって社会学研究の際のライトモチーフとなっていることから、この両概念の相関関係を彼がどう把握しているかをまず考察する。次に「個人主義」、「人格」、「責任倫理」、また「政治家」などのウェーバー社会学理論上の基礎概念から「民主主義」の理念を解明しよう。そして最後に「西欧民主主義の構造転換」¹¹⁾の中でウェーバーの「民主主義」論を再考しつつ、ウェーバーが二つの顔を持たざるを得なかった原因を探ろう。そして同時に、ニーチェとともにウェーバーが恐れた「未来の隷属」¹²⁾の時代のまっただ中で生きる今日の我々にとって、ウェーバーの「民主主義」論が、そのリベラリズムがどのような意義をもつかを考えたと思う。

> I. ドイツ批判としての「民主主義」理念く

1. 近代資本主義と民主主義

ウェーバーの歴史社会学において、「近代資本主義」は彼の根本理念としての「民主主義」に対し、二重の意味を持つ。ひとつは「民主主義」を形成する「悪魔的力」¹³⁾として、もうひとつは「民主主義」を硬化させ、形式的な意味しかない魂のぬげがらにさせるものとして、それは把握されているのである。前者の意味における「近代資本主義」と「民主主義」の関連は、宗教社会学において、自然主義（プレ・アニミズム）から禁欲的プロテスタンティズムに至る「世界の魔術からの解放」Entzauberung der Weltの過程として扱われ、後者の意味でのこの両概念の関連は、支配の社会学を中心とする官僚制研究において追求されている。

またウェーバーの社会学理論は、マルクラーゼが正しく言ったように、普遍史的観点とドイツにおける「民主主義」の可能性という観点との二つが重なって構成されている。

以上のことを踏まえた上で、我々はウェーバーにおいて「民主主義」と「近代資本主義」という問題意識の相関を考察しよう。

ウェーバーは自己の学問上のモチーフを次のように述べた、「近代西欧の文化世界に生まれた者は普遍史的問題を扱おうとする場合、必然的に、また正当にも以下のような問題設定をするだろう。いかなる諸事情の連鎖が、普遍的な意義と妥当性をもつ——と少なくとも我々は考えたい——文化的諸現象を、他ならぬこの西欧という地盤に、そしてここにだけもたらしたのか、と」¹⁴⁾

さらにウェーバーは、「近代西欧において我々の生活を支配しているもっとも運命的な力は、いうまでもなく資本主義である」¹⁵⁾と言う。よって、ウェーバーが探究する「資本主義」は、歴史上いつの時代にもどこの地域にも客観的可能性さえあれば存在したような「営利衝動」や「利潤の追求」などという現象ではなく、西欧の、そして近代にのみ固有なものなのである。換言すれば、ウェーバーにおける中心課題は「自由な労働の合理的組織をもつ市民的な経営資本主義」¹⁶⁾およびその担い手である「西欧における市民層とその特性」¹⁷⁾の成立の探究にある。というのは、「経済的合理主義は合理的な技術や合理的な法ばかりでなく、その成立にさいしては特定の実践的・合理的な生活態度をとりうるような人間の能力や素質にも依存するところが大きかった」¹⁸⁾とウェーバーは考えるからである。

ウェーバーは、近代西欧に特有の経済生活があると考え、それを歴史上どこにでも存在し得た、「対外経済」と「対内経済」という対立物の並存する素朴な経済・社会生活と厳密に区別した。後者は「敵と味方」という非合理的な人間関係、二重倫理によって成り立っている。ウェーバーにとっては、歴史の中でどのようにしてこの二重倫理二重経済が克服されてゆくかということ、つまり「対内経済の中に商人的生活態度が滲透し、さらにこういう基礎に立脚して労働が新しく組織されて」¹⁹⁾ ゆく過程こそが問題であった。そしてこの過程が貫徹されたのは西欧近代のみであった、とウェーバーは見做したのである。

彼が近代資本主義にこだわるのは、人間の生活における経済的なものの占める位置を知っていたからだ。「マックスウェーバーは資本主義が、特別に革命的な力を揮ってあらゆる伝統的な社会秩序を回復不能なまでに破壊し、これを合理的な関係の体系に置き換えたところに示される、資本主義の持つ悪魔的な力に魅入られていた²⁰⁾」というモムゼンの見解は正しいだろう。なぜならば、ウェーバーの「近代資本主義」の概念についてのキーポイントは「伝統主義」の克服ということだったからである。

ウェーバーによれば伝統社会の職業倫理は「ひとつの普遍的前提」²¹⁾ の上に立っている。つまり「意志と恩寵、怒りと愛、とりわけ家族関係にも類する支配者と被支配者相互の敬愛 Pietät の念」²²⁾ という「経済のおよび政治的な力関係の純人格主義的性格」²³⁾ の上にある。

これに対し「近代資本主義」がもたらす社会は、「生活内容一般が、人ではなく『没主観的』sachlich な合理的目的に向けられ」²⁴⁾ た、「職業人」と「専門人」の社会である。近代資本主義の社会においては、政治生活も経済生活と同様に「人格のいかに問わず」、「怒りも熱意もなく」、「ただことがらに即した職業義務としてのみ自己の課題を果す」²⁵⁾ ようになる。「近代資本主義」はこういう没主観的な生活形態を、つまり「合理的精神、生活態度の合理化、合理的な経済倫理」²⁶⁾ を必要とした。こういう倫理や生活形態を、誰が、なぜするようになったのか？ウェーバーの社会学における重要な諸概念はこの問いに答えるためのものである。こうして「伝統主義」とは、「伝統を神聖不可侵視すること、祖先より伝承せる行為および経済行為のみを守って少しも改めないこと」²⁷⁾ と定義され、「人間生活の発端において常に支配的なのはこの伝統主義である」²⁸⁾ とされる。ウェーバーのいう「呪術」とは人間生活を伝統主義の中に固定させる（「マギーによる行為の固定化」²⁹⁾）ものであり、また「合

理化」の概念は、宗教社会学の場合、呪術の払拭の程度ということと日常生活態度に対する神との倫理的関係がどのくらい組織的に統一されているかということである。

呪術を「回復不能なまでに」打破したものは何か、を問うウェーバーに宗教改革がクローズアップされてくる。「呪術を打破し生活態度の合理化を遂行するための手段は、いかなる時代においてもただ一つしかない。偉大なる合理的預言である。……世界を呪術から解放し、よってまた、近代の科学技術・および資本主義に対する基礎を創造したものは預言に他ならない」³⁰⁾ と述べたウェーバーは、「禁欲的プロテスタンティズム」の「使命領言」へと関心を絞った。こうしてウェーバーは、「近代資本主義」の成立を「近代資本主義の人間」の特性という視点から考えたのである。

こういうウェーバーの視座の裏側には、「民主主義」の人間の形成というウェーバーのもうひとつの眼差しがあった。この際、彼の最大の関心事はドイツ人の非民主性ないし権威主義的傾向ということであった。すなわち、「ビスマルクによって創設されたドイツが現在をせおっている運命」³¹⁾ ということである。

2. ドイツの政治的危機と市民層

ウェーバーはドイツ国民の政治的感覚のなさを「ビスマルクの遺産」と見做した。ウェーバーは「1878年以降のドイツ」³²⁾ と年をあげているが、実際、1878年という年はドイツにとって大きな転換点だった³³⁾。第一に「ビスマルク関税」はこの年に成立し、以後、農産物の輸入に対する高額の保護関税によってユンカー層はますます安定した利益を得てドイツ政治に身分的な色彩をうちだすことになった。

またこの関税においては工業原料だけは課税されず、ドイツの国内産業家が育成された。

さらにこの年は「社会主義鎮圧法」の成立した年でもあった。このビスマルクの反民主的政策は、1883年の疾病保険法から1890年の養老保険法に至る一連の社会政策立法と並び、「アメとムチ」としてドイツ国民の政治感覚の成長を妨げた。

ビスマルクの政治の中で保護されて成長してきたユンカー層と大ブルジョワ層は、ヴィルヘルム二世の時代になって一段と成長を続けた。「ドイツの将来は海上にあり」というヴィルヘルム二世は、英国を意識した大艦隊の建造を始めた。これが1898年から1912年までの三次に渡る「艦隊法」であり、この大計画によってクルップやジューメンスなどの大ブルジョワ層が大変な利益を得た。

また政府が彼らに払う費用は、保護関税によって安定した利益を得ているユンカー層からの税金などでまかなった。この時代のドイツはまさに「二頭立ての馬車」のごとく帝国主義の道をつき進んでいた。

この二頭の馬は、経済力はあった。しかしイギリスやフランスの市民とは違い、彼らは君主に保護されていた。自分の権力のために闘争する必要は全くなかった。ビスマルクによる馴化が、こうしてドイツ国民から政治的感覚をうばった。ウェーバーにとって、このドイツの状況はひどく危険なものとして映ったのである。すでに1895年にはウェーバーはこの危機に気づいている。

「経済的な力と国民を政治的に指導する使命とはつねに一致するとは限らない」⁴¹⁾と述べたウェーバーは、まずユンカーがドイツ近代に封建的精神をもちこんでいることを「経済的に没落しつつある階級が政治の支配権を握っているのは危険であり、そうした状態が長びくと国民の利益と相容れなくなる。それはたしかです」⁴²⁾と批判し、さらに大ブルジョワジーと台頭しつつあるブルジョワジーに対し警告をする、「しかしそれよりもいっそう危険なのは、経済的な力がある階級の方へ移って行き、それとともにその階級には政治の支配権を握る見込みが開けてきているにも拘らず、その階級が国家を指導できるほどには政治的に成熟していない状態です」⁴³⁾。こうしてユンカーとブルジョワジーのもたらす「この二重の危険な事態が現在のドイツを脅かしている」のであり、実をいうとこの点にこそ、わが国に迫っている危機の実相を解く鍵があるのです⁴⁴⁾とウェーバーは結論したのである。

ところでこの危機的なドイツ政治の中で、ウェーバー自身の位置はどこに見ていたのか。

彼は自分を「市民階級の一員」⁴⁵⁾と見ていた。

だからこそ「はたしてドイツの市民階級は現在、国民を政治的に指導する階級であると言えるほど成熟しているか」⁴⁶⁾という彼の問いかけは切実だった。ウェーバーはドイツの国民的利害を、彼の言葉で言えば「公共に対する責任」を担えるのは大ブルジョワジーでもユンカーでも労働者層でもなく、他ならぬ市民階級であるとみた⁴⁷⁾。

ここで我々はウェーバーにおける「近代資本主義」と「民主主義」の相関にもどってくる。

「産業化と資本主義化は、マックス・ウェーバーの見るところでは、ドイツ帝国の政治を左右するものでした。つまり、産業資本主義化は、まずは、保守的で封建的な国家の改革を行なう場合の……ドイツ市民階級の歴

史的課題であった」⁴¹⁾ (マルクーゼ)

だが問題はこれだけではなかった。たしかに「市民階級が権力を握ること、そのことはまだ市民国家の段階に達していない国家にあっては、その国家を民主化するという意味も持っている」⁴²⁾が、しかしもしその市民階級が政治的に未成熟であったらどうなるのか？ その時は「資本主義的産業化に見合う民主主義が、人民独裁に変わる恐れがあり、市民的理性は非合理的なカリスマを呼び出す」だろう。

ウェーバーの悩みはここにあった。

「民主主義」をドイツで実現するためにはまず市民階級を成治的に訓練する必要があった。

では最高度に政治的に訓練された民主的な国民は？ ここでウェーバーはイギリスに注目する。イギリスは近代資本主義の先進国であり、議会政治のメッカであった。

イギリスとドイツの比較、というウェーバーの宗教社会学における視座は、ここにもそのひとつの原因を見いだせるのではないだろうか。彼はこの比較によって、ひとつにはドイツの政治状況を批判し、さらに自己の政治的理念を形成していったのである。

それではその比較はどうなされているだろうか？

3. ドイツと英米の比較

近代イギリスの市民社会は、言うまでもなく「禁欲的プロテスタンティズム」の支配した社会であった。ウェーバーは、西欧民主主義の基本概念である「基本的人権」の理念は、アメリカに渡ったピューリタンたちの宗教的信条から生まれたものである、とするイェリネックに同意を示した⁴⁸⁾。そしてこの友人の「人間の権利の発生史的起源の宗教的な軌跡の論証……が、私に、そうでなければ宗教の影響をそんなところまで探索しようとは思わなかったような領域においても追求しようという決定的な刺激を与えてくれた」⁴⁹⁾とウェーバーは述べた。この「領域」とは経済と政治、換言すれば「近代資本主義」と「民主主義」であった。

『良心の自由』は、——それが広汎な・倫理的に制約された行為の全体を包括する・権力とりわけ国家権力からの自由を保障するところの・『人権』であるが故に——原理的に第一次的な『人権』である。……その他の『人権』・『市民権』または『基本権』は、右の人権〔良心の自由〕に付随するものである⁴⁵⁾とウェーバーは言った。このような「良心の自由」に原因する反権威主義が「禁欲的プロテスタンティズム」として固有の思想である、とウェーバーは述べ⁴⁶⁾、この「反権威的原理の『裏側』こそが、現在なおピューリタニズムの影響下にある

国々の民主主義の特質の…歴史的基礎となっている。そしてそれはまた、アメリカ人の「Respektlosigkeit」の歴史的根拠でもある」⁴⁷⁾と見做した。かくしてウェーバーの民主主義への精神の旅は、イギリスを経てアメリカのゼクテ社会へ至るのである。

「禁欲的な集会和教派の形成こそは、家父長的・権威的な束縛を根こそぎひっくり返し、また、人は人間に従うより神に従わねばならないという命題を自己流に解釈しなおして、近代『個人主義』の歴史的基盤のうちもっとも重要なもののひとつを形成した行為であった」⁴⁸⁾。

もう一方の眼でウェーバーはドイツの政治的現実を見つめ続けていた。彼のドイツ人観がもっとも明瞭になるのはそのルター主義論においてである。

4. ウェーバーのルター主義論

そもそも近代ドイツ人にとって、ルターをどうみるかということは、思想的立場の根源にかかわる重大問題である。このことは特に国家的危機のとき著しい。例えばフィヒテは「ドイツ民族の偉大な、完成された世界的行為」として宗教改革を論じたとき、カルヴィニズムやピューリタニズムは彼の念頭になかった。宗教改革は「ドイツ民族」のものであった⁴⁹⁾。このようなルター解釈は、20世紀初頭の世界強国への道をつき進んでいた時期にも現われる。特に第一次世界大戦に入ると、自分の戦いを正当化するためにしばしばルターは引きあいに出された。例えば初期のトーマス・マンの『非政治的人間の考察』には、ドイツ対西欧の対立は、「精神対政治、文化対文明、魂と社会、自由と選挙権…」などの対立項として述べられ⁵⁰⁾、「プロテスタンティズム」と資本主義には相関関係があるという新説には自分も賛成だし、本（つまりウェーバー）を知る以前からそれを考えていた、と述べられている。しかしマンの言う「プロテスタンティズム」とは、実は、北ドイツのルター主義に他ならず、ウェーバーの見解とは全く異なっていた。（初期におけるマンのルター礼賛と第二次世界大戦後の、例えば『ドイツとドイツ人』にみられるルター批判は、ルターとの対決が近代ドイツ人にとっていかに大きな課題であるかを示すものである⁵¹⁾。）

ルター主義に「ドイツ的精神」——これは「西欧民主主義」の対立概念だった——や「国民国家」の正当性の由来を求める解釈は、ワイマールからナチズムにかけて、ドイツの反民主主義派の主流になっていったのである⁵²⁾。

こういう文脈の中で、ウェーバーのルター主義観を考えることは意味の少ないことではないだろう。

例えばエルンスト・トレルチ⁵³⁾と比べ、ウェーバーの宗教改革論の特徴は、「禁欲のプロテスタンティズム」という概念をもち出すことによって、「プロテスタンティズム」をルター主義とカルヴィニズムの間で厳格に区分線を引いた、ということである。ウェーバーにおいては、ルター主義は殆ど中世カトリックの側へ分類されている。その理由はルター主義が伝統主義を克服できなかったことにある。すなわち、ルター主義における「支配者と被支配者相互の敬念 Pietät の念」⁵⁴⁾の存在が近代資本主義の要求する「非人格的」sachlich な人間関係の形成を妨げた、からである。ウェーバーから見れば、ルターの宗教性をもった人は、「およそ強力な社会的行為を行なう人でもなければ、いわんや外面的成果を目指す方法的生活態度によってもろもろの地上的秩序の合理的改革を求める人でもない」⁵⁵⁾

ウェーバーはトレルチとは逆にルター主義の権威主義的性格——自己の内面のみで救いを求め、外的制度を認める——を徹底的に否定した。ウェーバーは、例えば、家産制を分析したときに次のように述べている。家産制にとっては市民層の独立性は「自己の勢力を維持するために打倒しなければならないもの」⁵⁶⁾であり、『臣民』がおよそ自らの品位と品位感情を持つこと自体が、すべて反権威的なものとして猜疑の対象とならざるを得なかった。⁵⁷⁾イギリスにおいては名望家支配が、フランスにおいては革命が、ロシアにおいては社会革命的意識の偏見のなさがそれぞれ「権威に対する内面化された帰依の成立と存続を阻止し、あるいは破壊した。」⁵⁸⁾しかしドイツではそれが残った。ウェーバーは言う、

「政治的に見るなら、ドイツ人は実際、語の最も内面的な意味における『臣民』そのものであったし、また現在もそうである。だからこそルター主義がドイツ人にとってつけの宗教であった」⁵⁹⁾（傍点引用者）

これと反対に、ピューリタニズムでは「権威への信頼が罪とされ、最高の聖人や偉人への尊敬すら過度にわたるならば、それは時としては神への従順が危くされるから、これまた罪と考えられた。」⁶⁰⁾

したがってピューリタニズムの歴史を持つ国民は「専制主義に対して比較的大きい免疫をもっている」⁶¹⁾とウェーバーは見做した。

こうしてウェーバーはピューリタニズム研究によって、「近代資本主義」論と並行的に自己の「民主主義」の理念を形成していった。

そして、「民主主義」の眼をもったウェーバーには、いつしか同時代のドイツ国民が、生活態度における「禁

欲」が不足した「無邪気な『俗人』」としか映らなくなっていたのである。とは言え、ウェーバーは「ドイツ人が正しい民主主義の道をとって、結局それをやってのける」⁶²⁾ ことができる筈だ、と考えていた。

しかし誰によって？

「ドイツにはまだ存在しなかったあるもの」によって。つまり、「民主主義の人間」をドイツで訓練し、育成することによってである。

「我々ドイツ人の任務と可能性は、……自由解放の精神を、つまり個人的生の自由と多様性の精神を救うことだ。それはつまり、偉大な西欧的伝統の精神を救うことなのだ」⁶²⁾ というウェーバーにとって「民主主義」とは何だったのか。我々はこの概念がウェーバーの社会学上のモチーフのひとつであること、そしてそういう問題意識が現実のドイツの政治批判から生まれてきたことをみた。

次に我々は、ウェーバーにおいてこの概念がどう意味づけられているかを考察しよう。

Ⅱ. ウェーバーにおける「民主主義的人間」

我々はウェーバーが西欧リベラリズムに属する政治思想家であるのか、権力政治論者であるのか、という間に答えるために、ウェーバーの学問的業績の中に、「民主主義」に関するウェーバーの態度を探ってきた。それは彼の思想大系の中に大きな位置を占め、ドイツの現実的な政治に対する鋭い批判として表われていることをみてきた。だからといって、これだけでウェーバーが民主主義者であるとは言えない。問題はその「民主主義」の意味であるからだ。モムゼンの述べたように、ウェーバーの言う「民主主義」は、実は伝統的な西欧民主主義とは相容れない性格のもの、つまりはワイマールの反民主主義思想からナチズムへとつながるようなものであったかどうか。この点を、ウェーバーのいう「民主主義」概念を調べることで考察したい。

ウェーバーが自分の理念としての「民主主義」をどのように意味づけたか、どのような人間的資質によって支えられるものと考えたかという問題は、彼が「近代資本主義」の担い手として誰を選び出したかということと重なる。

1. まず第一に重要な資質は「個人主義」ということである。この場合も、ウェーバーはルター主義を注意深く排除した。ルター派の「個人主義」とは「禁欲的な生活規律をもたない」⁶³⁾ という意味だった。ウェーバーにとって、自分の理念としての「民主主義」を担う「個人

主義」はこの逆の資質を意味する。すでにみたように、これは「禁欲のプロテスタンティズム」においてあらわれた。

「神の永遠の決断」によって人は救われる者とそうでない者とに分れている、というカルヴィニズムの二重予定説は、救いのためのあらゆる呪術を排斥した。「教会と聖礼典とによる救いの完全な廃棄。現世を魔術から解放するという宗教史上のあの偉大な過程、……すなわち、救いのためのあらゆる呪術の方法を迷信とし邪悪として排斥したあの魔術からの解放の過程は、ここに完結をみたのである。」⁶⁴⁾

そしてこれが人々に与えた結果は「個々人のかかってみない内面的孤独化」⁶⁵⁾ であり、と同時に「現実的で悲観的な色彩をおびた個人主義」が成立した。こうして理性的で「非人間的な」「隣人愛」の観念ができ⁶⁶⁾、ザッハリッヒで反権威主義的な近代的人間関係が形成された。この人間関係は、中世カトリックカルター主義における「敬愛」を支えとした「純人格主義的」な支配関係と対称的なものだった。カルヴィニズムが生んだこの「個人主義」は、クェーカー派に至って「究極の権威としての理性と良心」というテーゼを生み、「この上なく徹底的に成就した」⁶⁷⁾ とウェーバーはみる。かくしてウェーバーは、この反権威的な「良心の自由」の思想を、イエリネックとともに近代西欧の民主主義の基礎概念である「人権」の源泉と見做した。

2. 「人格」の概念。救いのためのあらゆる呪術を拒絶する、という禁欲的「個人主義」は、かくて自分で自分の救いの確信を「造り出す」⁶⁸⁾ 必要にせまられる。二重予定説からすれば、もしある人が救われているならば、その人は現世において「神の栄光を増すために」生きている筈だ。ここで善行は救いのための手段としてではなく、救いの表徴として必要になってくる。かくして「どんな瞬間にも選ばれているか、捨てられているか、という二者択一の前に立つ組織的な自己審査」⁶⁹⁾、すなわち「合理的生活態度」⁷⁰⁾ が出現した。つまり自己の「良心」に従って「生活を内側から組織的に方向づけていこうとする態度」⁷¹⁾ は、現世秩序に対して反権威的になる。これは儒教における現世の人間と対称的に、「自己の内部に態度決定の中心」⁷²⁾ がある「超越的な目標のもとに方法的にうち立てられた全体」⁷³⁾ である。こういう禁欲的プロテスタンティズムのみが決定的にも生み出し得た人間を、ウェーバーは「人格」*Persönlichkeit* という概念で呼ぶ。

3. さらにウェーバーはこの二つの概念から「責任倫

理」Verantwortungsethik という観念を導き出した。自己の良心に従って方法的な生活態度をとって生きる人間は、自己の人間としての「品位」を尊重する。そして自己の為した行為の結果に対して責任をもつ。このような「責任倫理」は「心情倫理」と対立する。「キリスト者は正しきを行ない、結果を神に委ねる」⁷⁴⁾という後者と「人は（予見しうる）結果の責任を負うべきだ」という前者とは「底知れぬほど深い対立である」とウェーバーは述べた⁷⁵⁾。

ここでもウェーバーはルター主義を「心情倫理」であり、いわば「無邪気」⁷⁶⁾であるといつて批判する。つまり、ウェーバーの「責任倫理」の観念は、ルター主義的なドイツ人の政治感覚に対するアンチテーゼであった。さらにこれは官僚主義に対するアンチテーゼとしても用いられた。ウェーバーは「普遍的な官僚制化」の中で、西欧民主主義の偉大な伝統である個人主義的自由が喪失してゆく時代に生き、ニーチェとともに「未来の隷属」⁷⁷⁾を予言した。

「この官僚制化への傾向の優勢に直面して、何らかの意味で、『個人主義的な』活動の自由の何らかの余地を救い出すことは、そもそもどうすればまだ可能であるか」⁷⁸⁾（ウェーバー）

この「個人主義的な活動の自由」とは自己の情熱（内的価値）に従って、責任をもち、正しい判断に基づいて行為する、という意味である⁷⁹⁾。ウェーバーは勢力を増しつつある国家官僚層には政治はまかせられない、とした。

4. 官僚層はウェーバーの言う意味での「政治家」にはなれない。国民的指導者にはなれない。「政治家」と官僚の相違（ウェーバーにおける）はどこにあるのか？「指導者の責任の種類と官僚の責任の種類の違いにある。」⁸⁰⁾

官僚には法規と上司に従う「責任」がある。

しかし「政治家」としての「責任」とは「自己の権力のための闘争と、獲得した権力から生じてくる自己の課題に対する固有の責任」であり、これこそがウェーバーの言う「政治家」の「生命の元素」⁸¹⁾なのである。「政治家」はしたがって、「没主観的な献身と自分自身に対する距離」⁸²⁾を持たねばならず、「自己の課題に対する責任をなおざりにし、ただ権力のために権力を享受」⁸³⁾してはならない。「権力に溺れたナルシシズム……ほど政治の力を墮落させ歪めるものはない」⁸⁴⁾と言うウェーバーには、フロンやモムゼンらの指摘する「権力政治家」のイメージはない。

ウェーバーにこういう「政治家」の理念をつくらせた

ものは、官僚制化が急激に進むドイツで「民主主義は……ともかくどうすれば可能になるだろうか」⁸⁵⁾というウェーバーの危機意識と「諸外国に比べてドイツに欠けていたものは、政治家による国家指導だった」⁸⁶⁾とみるウェーバーの判断である。彼が自己の権力のための「闘争」を「政治家」概念の中に入れてのも、ビスマルクによって馴化されてきた市民階級への警鐘であったろう。

以上、ウェーバー社会理論の諸基礎概念の検討により、我々は、ウェーバーのドイツ政治における問題関心たる「民主主義」の人間への期待を追ってきた。こうしてみると、ウェーバーの「民主主義」的人間は、あくまでも「人権の時代」をモデルにして組み立てられた、初期資本主義のものであることが分る。これは当時のドイツに対するアンチテーゼとして出された。彼の「指導者民主主義」の構想とは、ドイツの政治的後進性の中に、いかにして「民主主義」をうえつけるか、という目的のための手段にすぎない。ウェーバーは「指導者」の権力手段として「民主主義」を考えたのではなく、事実はその逆であった。この点モムゼンらは、あまりにもウェーバーの、以上に述べてきたような啓蒙主義的側面を過小評価していると批判されねばならない⁸⁷⁾。

ウェーバーの「民主主義」概念は、その「個人主義」的性格に明瞭に表われているように、むしろ「伝統的な西欧民主主義」そのものなのであり、それとは「相容れない」（モムゼン）などということは全くない。

ウェーバーの「民主主義」論は、むしろ「西欧民主主義の構造転換」の中で、真の評価をうける権利を持つと我々は考えたい。

Ⅲ. 「西欧民主主義の構造転換」と ウェーバーの「民主主義」

前章において考察されたようにウェーバーの政治論の根本理念には「民主主義」があり、それは「古き良き時代」の19世紀的な「古典的民主主義」⁸⁸⁾のトーンが強い。それは、ウェーバー自身のことばでいえば「資本主義の英雄時代」⁸⁹⁾に属するものであった。「コーカス」システムが発達する以前の、名望家支配時代のイギリス議会政治をウェーバーはモデルとしていたと言えよう。

だが、ウェーバーが生きていた時代の「西欧民主主義」はどんな性質のものであったろうか。特に「市民階級の政治的未成熟」国であったドイツにおけるそれは？それはウェーバーの理念とはかけはなれたものであった。

西欧近代史において、新興ブルジョワジーが専制政治を克服してゆく過程で、つまり初期資本主義の理念とし

て表われてきた「民主主義」の概念は、やがて資本主義の独占化につれて深刻な変貌をとげた。こうした変貌をライブホルツは「西欧民主主義の構造転換」と呼んだ⁹⁰⁾。「我々は、ある過去の時代に由来し、今日の我々の日常生活における現実とはかかわりのない観念、カテゴリーや概念で、すでに変貌をとげてしまっている今日の現実を理解しようとし、制限しようとする。ここに我々の時代の一般的特徴がある。」⁹¹⁾(ライブホルツ)

例えば「自由」の概念は、20世紀の我々がそこに見出す意味と「古典的自由主義時代にこの概念によって意味されたものとは、根本的に異なる」⁹²⁾とライブホルツは述べる。このような見解はバラクラフにしるデュヴェルジュにしる一致している。⁹³⁾

19世紀の「自由主義的民主主義」は、19世紀末から20世紀初頭の過渡期を経て、独占化、官僚制化をとげ、「大衆民主主義」となった。

前者においては制限選挙による名望家支配が行なわれ、後者においては普通選挙によるデマゴグの政治が行なわれる。後者の政治はウェーバーも言ったように非常に情緒的な性格をもつ⁹⁴⁾。そしてまた前者においては議院に究極の権限が与えられていたが、後者においては政党にそれが与えられる。古典的民主主義の時代には、「自己の良心に従って」⁹⁵⁾行爲する議員は「全国の代表者」である、という意識を有した。しかし大衆民主主義に入ると議員は政党の「マシーン」の言うなりにならざるを得ない。そこでは議会の意味は実質的に消滅し、ウェーバーの言う「否定的な政治」しか行なわれなくなる。

ドイツにおいては、1907年の時点で約130万人(就業人口の50.5%)にも達して⁹⁶⁾いた賃銀労働者階級や、中間層(小ブルジョワ、農民層)などは、それぞれ利益団体を通じて政策決定に参加し、それぞれの利害に熱中していた。また、国家は、19世紀的な「夜警国家」以上の役割を持ち始める。というのは、産業革命の後遺症として、「既存の統治機構の対処し得ないような根本問題が、つぎつぎに発生した」⁹⁷⁾からである。衛生設備と公衆衛生の諸問題、貧民窟における伝染病の蔓延、労働者層の極度の貧困、こうした問題は市民的自治の対処できる範囲をこえていた。ここに国家、近代の怪物は姿をあらわすことになった。

代議士の地位が根本的変転をとげ、政党政治に入ると、議会の地位は低下する。そこでの討論は、単に宣伝となったからである。選挙は人気投票と化し、これに都市への人口集中とマスメディアの発達がかかわり、タルドのいう「群衆」が登場した。そこには世論を主体的に

形成できる「公衆」は存在せず、非合理的な宣伝に動かされ易い「群衆」が政治の中心に出てきたのである。それはまさに19世紀的個人主義・自由主義の黄昏の時代であった。

こういう「大衆民主主義」がウェーバーの時代であった。彼の政治理論は、この現実との対決という視点から構成されているのである。「近代資本主義」は独占化するまでは、「民主主義」をもたらずが、それ以降は「民主主義」を形骸化し、「鉄の器」の中に人間を固定するようになる。こういう「合理化」の「民主主義」にとってのネガティブな面はウェーバーにおいて官僚制研究を中心に考察されている。彼はまさに「個人主義的自由主義」が消滅しつつある時代に生き、時代の流れの中で、いかにしてそれを救い出せるか、を考えた政治家だったのである。

む す び

ウェーバーにとって最高の価値は決して「ドイツ帝国の権力」(アロン)ではない。実際は、ドイツの民主化ということであった。しかもウェーバーの言う「民主主義」とは、個人の自由を基礎にした英・米型のそれであったのである。ウェーバーがリベラリストであることには疑いの余地はあるまい⁹⁸⁾。

ウェーバーがあれほど固執しつづけたものは、モムゼンやアロンの主張とは逆に、西欧の伝統的民主主義の理念に他ならないこと、しかも彼は逆境の中でそれをしたこと、これは、彼の死後、ワイマール体制の中での反民主主義の流行がナチズムというドイツ史の汚点につながった事実を思えば、どういふ評価も惜しまれまい。そしてウェーバーの自由のための闘争ほど、現在の我々に勇気を与えるものも少ないだろう。そこに我々はウェーバー政治論の真の価値を見い出せはしまいか。

注

- 1) M. ウェーバー「農業制度と資本主義」p. 112.
- 2) Max Weber; Gesammelte Politische Schriften, Tübingen, 1971, S. 14 (田中真晴訳「国民国家と経済政策」, (河出版『世界の大思想』3, p. 18)
- 3) cf. 『ウェーバーと現代社会学』(上), 木鐸社, p. 193
- 4) cf. M. ウェーバー「新秩序ドイツの議会と政府」中村・山田訳 (in: 河出『世界の大思想』3, p. 330)
- 5) W. J. モムゼン「マックス・ウェーバーと自由主義の価値体系の危機」山口和男訳 (in: 『思想』1980, 8月号, p. 120)
- 6) G. ルカーチ『理性の破壊』生松, 飯島・暉峻訳(下),

- 白水社, p. 262.
- 7) R. アロン, op. cit., p. 193.
 - 8) Karl Jaspers; Philosophischd Autobiographie (R. Piper & Co. Verlag, München, 1977). S. 66.
 - 9) M. Weber; G. P. S., S. 7 (邦訳, 田中訳, op. cit., p. 11).
 - 10) W. J. Mommsen; Mex Weber, Gesellschaft, Politik und Geschichte, Suhrkamp, 1974, S. 38 (邦訳, 未来社『マックス・ウェーバー』, p. 45).
 - 11) G. Leibholz; Structurprobleme der modernen Demokratie 参照。
 - 12) M. Weber, 「新秩序ドイツの議会と政府」 (in, 『世界の大思想』 3, 河出, p. 329)
 - 13) cf. W. J. Mommsen, a. a. O., S. 10 (邦訳, 未来社, p. 10)
 - 14) M. Weber, G. A. zR. I, Tübingen, 1920. S 1 (大塚, 生松訳『宗教社会学論選』, みすず, p. 5. ただし訳語はそのままとは限らない)
 - 15) ibid., S. 4 (ibid., p. 9)
 - 16) ibid., S. 10 (ibid., p. 19)
 - 17) ibid., S. 10 (ibid., p. 19)
 - 18) ibid., S. 12 (ibid., p. 23)
 - 19) M. Weber; Wirtschaftsgeschichte, Müuchen und Leipzig, 1923. S. 269 (青山・黒正訳『一般社会経済史要論』(下), 岩波書店, pp. 170~171)
 - 20) W. J. Mommsen, a. a. O., S. 10 (邦訳, p. 10)
 - 21) M. Weber, WuG, Tübingen, 1976. S. 361 (武藤他訳『宗教社会学』創文社, p. 289)
 - 22) ibid., S. 361 (ibid., p. 289)
 - 23) ibid., S. 361 (ibid., p. 290)
 - 24) M. Weber, WuG, S. 727 (世良訳『支配の社会学』 II, p. 633)
 - 25) ibid., S. 361 (武藤訳『宗教社会学』, p. 290)
 - 26) M. Weber: 『一般社会経済史要論』(下), p. 237.
 - 27) ibid., (下), p. 238.
 - 28) ibid., (下), p. 238.
 - 29) ibid., (下), p. 239.
 - 30) ibid., (下), p. 252.
 - 31) ヘルベルト・マルクーゼ「産業化と資本主義」宮本訳 (in: 『ウェーバーと現代社会学』(下), 木鐸社, p. 3)
 - 32) cf. M. ウェーバー『プロ倫』岩波文庫版(下), pp. 39~40.
 - 33) 以下のところは, ゴーロ・マン『近代ドイツ史』Vol. 2 (みすず), F. フィッシャー『世界強固への道』 I (岩波), 中山治一編『帝国主義の時代』(中央公論)などを参照。
 - 34) M. Weber 「国民国家と経済政策」田中訳(河出『世界の大思想』 3, p. 22)
 - 35) ibid., p. 23.
 - 36) ibid., p. 23.
 - 37) ibid., p. 23.
 - 38) ibid., p. 25.
 - 39) cf. ibid., p. 26.
 - 40) ここでいう「市民階級」と『共産党宣言』の「ブルジョワ階級」との相違に注意。
 - 41) ヘルベルトマルクーゼ, op. cit., p. 3.
 - 42) ibid., p. 14.
 - 43) cf. 『人権宣言論争』みすず。
 - 44) ベンディクス/ロート『学問と党派性』みすず, p. 418.
 - 45) M. ウェーバー, 世良訳『支配の社会学』 II, 創文社, p. 655.
 - 46) cf. ウェーバー『プロ倫』岩波文庫(下), p. 152.
 - 47) ibid., p. 152.
 - 48) M. ウェーバー『プロテスタンティズムの教派と資本主義の精神』中村貞二訳 (in: 『世界の大思想』 II-7, 河出, p. 112)
 - 49) cf. H. ボルンカム『ドイツ精神史とルター』聖文舎, pp. 284~307.
 - 50) Th. マン『非政治的人間の考察』(新潮社, 全集 XI, p. 27)を参照。
 - 51) この点についてはまた, F. ニーチェ, 理想社版「全集」小倉訳, Vol. 4, p. 127. 参照。
 - 52) cf. J. F. ノイローレ『第三帝国の神話』未来社. E. トレルチ『ドイツ精神と西欧』筑摩書房, とくに「自由のドイツ的思想」を参照。
 - 53) cf. E. トレルチ『ルネサンスと宗教改革』における「古プロテスタンティズム」の概念, それは, ルターウムとカルヴィニズムを含んでいる。また, 国家の地位に注意。
 - 54) M. Weber; WuG, S. 361. (武藤訳『宗教社会学』創文社, p. 289)
 - 55) ibid., S. 333 (ibid., p. 224)
 - 56) ibid., S. 652 (世良晃志郎訳『支配の社会学』創文社, II, p. 393)
 - 57) ibid., S. 652 (ibid., p. 393)
 - 58) ibid., S. 652 (ibid., p. 393)
 - 59) ibid., S. 652 (ibid., p. 393)
 - 60) M. Weber『プロ倫』梶山・大塚訳, 岩波文庫(下), p. 40.
 - 61) ibid., p. 39.
 - 62) Karl Jaspers; Philosophische Autographic, München 1977. S. 67.
 - 63) M. ウェーバー『プロ・スタンティズムの倫理と資本主義の精神』梶山力・大塚久雄訳, 岩波文庫(下), p. 32.
 - 64) ibid. (下), pp. 26~27.
 - 65) ibid. (下), p. 26.
 - 66) ibid. (下), p. 38.
 - 67) ibid. (下), p. 142.
 - 68) ibid. (下), p. 56.
 - 69) ibid. (下), p. 56.
 - 70) ibid. (下), p. 74.
 - 71) M. ウェーバー「儒教とピューリタニズム」大塚久雄・生松敬三訳 (in, 『宗教社会学論選』みすず, p. 182)
 - 72) ibid., p. 177.

- 73) cf. M. ウェーバー, *ibid.*, p. 182.
- 74) M. ウェーバー『職業としての政治』脇圭平訳, 岩波文庫, p. 89.
- 75) *ibid.*, p. 89.
- 76) M. ウェーバー『プロ倫』岩波文庫(下), p. 92.
- 77) M. ウェーバー「新秩序ドイツの議会と政府」(in: 『世界の大思想』3. 河出, p. 329)
- 78) *ibid.*, p. 330.
- 79) cf. M. ウェーバー『職業としての政治』岩波文庫, p. 77.
- 80) M. ウェーバー「新秩序ドイツの……」河出, p. 331.
- 81) *ibid.*, p. 332.
- 82) M. ウェーバー『職業としての政治』岩波文庫, p. 79.
- 83) *ibid.*, p. 80.
- 84) *ibid.*, p. 80.
- 85) M. ウェーバー「新秩序ドイツの……」中村・山田訳, 河出, p. 330.
- 86) *ibid.*, p. 332.
- 87) J. コッカ『マックス・ヴェーバー, 西ドイツの研究動向』住谷一彦・小林純訳, 未来社, とくに pp. 35~46 を参照。
- 88) G. Leibholz; *Strukturprobleme der modernen Demokratiet*, Karlsruhe. 1958, S. 80.
- 89) Max Weber; G. A, zR. I., S. 181 (邦訳, 岩波文庫版(下), p. 203)
- 90) G. Leibholz, a. a. O. S. 78~129.
- 91) *Ebd.*, S. 78.
- 92) *Ebd.*, S. 80.
- 93) cf. G. Borraclough; *An Introduction to contemporary history*, London, 1964. M. Duverger, *Les deux falos de l'ouident*, 1972.
- 94) cf. M. ウェーバー「新秩序ドイツの議会と政府」(in: 『世界の大思想』河出, p. 378)
- 95) G. バラクラフ『現代史序説』中村訳, 岩波書店, p. 165.
- 96) cf. 飯田収治他『ドイツ現代政治史』ミネルヴァ書房, pp. 115~119.
- 97) G. バラクラフ『現代史序説』中村英勝・妙子訳, 岩波書店, p. 174.
- 98) ワイマールでの反民主主義の主張が, 自由主義への侮蔑を強力な推進力として持っていたことを考慮されたい。この点については, K. ゾントハイマーの『ワイマール共和国の政治思想』ミネルヴァ書房, pp. 143~148 を参照。